

# 福島県農業近代化資金融通に関する取扱要領

(平成14年8月7日付け14農経第432号福島県農林水産部長通知)

(最終改正 令和3年6月16日付け3農支第971号福島県農林水産部長通知)

## 第1 趣旨

この要領は、「福島県農業近代化資金融通措置要綱」（平成14年8月7日付け14農経第432号福島県農林水産部長通知。以下「県要綱」という。）第4の5に基づき、農業近代化資金の融通に関する細部にわたる取扱いについて定めるものである。

## 第2 借受資格者について

農業近代化資金利子補給承認申請書には、福島県農業近代化資金利子補給要綱（昭和46年4月21日付け46農経第172号福島県農政部長通知。以下「県利子補給要綱」という。）第6条第2項の別表第2に定める添付書類のほか、借入申込者の借入資格を証する次表の書類を添付するものとする。

借入申込者の区分	添付書類
農業を営む法人	登記事項証明書（原則作成後3か月以内）（写）
農業を営む任意団体	構成員のうち農業者について、農業者であることの証明書 （任意団体が行う農業生産事務に従事している者については、当該従事状況に関する証明書）
農事組合法人	登記事項証明書（原則作成後3か月以内）（写）
土地改良区及び土地改良区連合	登記事項証明書（原則作成後3か月以内）（写）
たばこ耕作組合	登記事項証明書（原則作成後3か月以内）（写）
農住組合	構成員ごとの議決権に関する調書 構成員のうち農業者について、農業者であることの証明書 登記事項証明書（原則作成後3か月以内）（写）
農業振興公社	一般社団法人にあつては社員ごとの議決権数、一般財団法人にあつては基本財産を拠出した者ごとの拠出額に関する調書 社員又は拠出者のうち農業者について、農業者であることの証明書 登記事項証明書（原則作成後3か月以内）（写）

借入申込者の区分		添付書類
農業協同会社	合名会社、合資会社及び合同会社	社員のうち農業者について、農業者であることの証明書 登記事項証明書（原則作成後3か月以内）（写）
	株式会社及び有限会社	総株主又は総社員のうち農業者、農業協同組合及び農業協同組合連合会が有するその法人の議決権の数に関する調書 総株主又は総社員のうち農業者について、農業者であることの証明書 登記事項証明書（原則作成後3か月以内）（写）
任意団体		構成員名簿 構成員のうち農業者について、農業者であることの証明書

### 第3 貸付対象事業の内容等について

県要綱第2の3に掲げる資金使途の具体的取扱いについては、次のとおりとする。

#### 1 施設等資金（県要綱第2の3の(1)のアに掲げる資金）

##### (1) 建構築物造成等に要する資金

##### ア 附帯施設の範囲

この資金の貸付対象とする附帯施設の範囲については、本体の施設が本来の機能を発揮するために必要欠くべからざるものとし、例えば、電気施設、用排水施設、上下水道、従業員宿舎、事務所（その使用目的がもっぱら融資対象施設の運営のための事務の処理にあたる場合）及び車庫等である。

この場合の所要経費については、本体となる施設の費用の一定割合に限定することなく、当該施設にとって真に必要と認められるかぎりにおいて事業費に含めることができるものとする。

##### イ 敷地の取得費

この資金の貸付対象となる施設に必要な敷地の取得費については、当該施設に必要な最小限のものを事業費に含めることができるものとする。

##### ウ 対象外施設の併設

農舎に住宅等の対象外施設を併設する場合には、借入者の経営等の実情からそれが合理的かつ有効的であると認められるときは、対象施設たる部分に要する経費については、農業近代化資金にかかる

事業費として取扱うことができるものとする。

この場合、設計見積書（趣意書）は、農用施設と住居施設の設計見積書がそれぞれ明確に区分されているものに限る。

#### エ 堆肥舎等の整備

家畜排せつ物等を処理するための堆肥舎等の整備については、家畜保健衛生所等関係機関と連携するものとし、家畜排せつ物等を処理するための汚水処理施設等の整備に際しては、さらに環境関係部局又は市町村との連携を密にすることとする。

### (2) 農機具取得等に要する資金

ア 運搬用機具のうち貨物自動車は、農業経営上特に必要と認められる場合に、原則として新車で最大積載量2トン以下のものに限り対象とする。

なお、貨客兼用自動車（ライトバン）については、原則として認めないものとするが、花き・花木の出荷等のために特に必要と認められる場合に限り対象とする。

イ 中古農機具等の取得については、「福島県農業機械整備施設認定要領」（昭和57年10月8日付け福島県知事通知）に基づき認定された農業機械整備施設で整備された農機具等を対象とし、中古農機具の整備に関する証明書及び見積書（第12号様式）を借入申込書に添付するものとする。

なお、償還期限については、原則として当該農機具等の今後の使用可能年数以内とする。

## 2 果樹等植栽育成資金（県要綱第2の3の(1)のイに掲げる資金）

### (1) 植栽に要する資金

この資金の範囲は、果樹等の定植、樹園地整備（地ごしらえ、石垣積、土波打、深耕、抜根等）及び樹苗養成に要する経費（苗木代、雇用労賃、肥料代等の直接的現金経費）とする。

### (2) 育成に要する資金

この資金の範囲は、育成期間中の肥料代、農薬代、雇用労賃等の直接的現金経費とする。

## 3 家畜購入育成資金（県要綱第2の3の(1)のウに掲げる資金）

### (1) 購入に要する資金

ア 競争の用に供する馬は、この資金の対象としないものとする。

なお、競争の用に供する馬の生産を行うための繁殖用雌馬については、次の要件を満たす者に貸し付ける場合にのみ対象とする。

(ア) 軽種馬の生産について相当の経験を有し、安定的な経営が期待さ

れる者であること。

(イ) 当該農業者の経営状況からみて当該軽種馬の生産を行うことが当該経営の合理化を図るために適当と認められる者であること。

(ウ) 従来から軽種馬生産を行っている地域で軽種馬の生産者の組織が整備されており、生産組織の状況からみて、当該農業者がその生産した仔馬を安定的に販売する見込みが確実であること。

イ この資金の貸付により飼養頭羽数の規模を拡大する場合には、増頭(羽)後の家畜排せつ物等を処理するための堆肥舎等の整備状況を確認するものとし、1の(1)のエに準じて連携するものとする。

## (2) 育成に要する資金

この資金の範囲は、育成期間中の飼料代、衛生費、種付料、雇用労賃等の直接的現金経費とする。

## 4 小土地改良資金（県要綱第2の3の(1)のエに掲げる資金）

この資金の貸付対象となる事業は、障害物除去、起土、整地、客土、床締め、土壌改良、暗きょ排水、区画整理、畦畔改良、用排水路（畑地かんがい用の固定施設を含む。）、開田、開畑、牧道、牧草播種、耕地防風林の造成等に要する経費とする。

なお、これらの事業のために必要な未墾地の購入費は、当該事業と関連するものは、事業費に含めることができるものとする。この場合、未墾地の購入費が当該事業の大部分を占めるときは、この限りでない。開田に要する資金については対象としない。

## 5 大臣特認資金（県要綱第2の3の(1)のカに掲げる資金）

### (1) 農村給排水施設資金（県要綱第2の3の(1)のカの(ア)に掲げる資金）

ア 県要綱第2の3の(1)のカの(ア)の知事が認めた地域の認定に当たっては、関係部局等と連携を密に保ちつつ個別の案件に即して判断することとし、必要に応じ市町村長等の意見を求め諾否の決定を行うものとする。

イ 浄化槽の設置に際しては、農業集落排水施設事業等の所管部局及び衛生関係部局との連携を密にすることとする。

### (2) 特定の農家住宅資金（県要綱第2の3の(1)のカの(イ)に掲げる資金）

県要綱第2の3の(1)のカの(イ)のaの(d)の知事が特に必要と認めた場合を例示すれば次のとおりである。

ア 経営基盤の充実、経営の改善を図るうえで住居の保健性、安全性、利便性、快適性及び文化性の向上が必要な場合であること。

イ 集落排水事業が行われ又は今後行われることが確実な地域において、農業生産環境の改善が効率的に図られる場合であること。

## 6 農村環境整備資金（県要綱第2の3の(2)のイに掲げる資金）

- (1) 県要綱第2の3の(2)のイの農業管理センターとは、①作付計画、集出荷計画、施設利用計画、労働力需給計画等の樹立及び調整、②情報の収集及び伝達、③技術及び経営に関する指導及び研修、④農産物等に関する検査、⑤農業機械の管理及び利用調整等を総合的に行う施設をいい、貸付対象となるものは、これに必要な建物、電子計算機、送受信機等の施設とする。
- (2) 県要綱第2の3の(2)のイの農業者等健康増進施設として貸付対象となるものは、農業者トレーニングセンター、農業者健康管理施設、運動広場施設又は農村広場施設とする。
- (3) この資金の貸付対象となる附帯施設の範囲及び敷地の取得費については、1の(1)のア及びイと同様とする。

## 第4 知事による貸付限度額の承認に係る留意事項等

- 1 県要綱第2の4の(1)のイの(ク)の施設園芸の施設の実面積とは、ガラス室、プラスチックハウス等の施設の面積（附属地の面積を除く。）をいうものとする。
- 2 貸付金額の最低額は、原則として申請1件当たり10万円とする。

## 第5 償還期日の取扱いについて

償還期日の取扱いについては、生産物販売代金の収入時期等を考慮して、借受者の便宜を図ることが望ましいことはもちろんであるが、他方県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の保証業務の円滑な運用及び農業近代化資金の貸付事務手続きの簡素化を推進するという見地から農業近代化資金の償還期日については、借受者の便宜を図りつつ考慮しなければならない。

ただし、県が利子補給計算事務を機械により処理している融資機関にあつては、別に定める「福島県制度資金利子補給事務電算処理要領」によるものとする。

## 第6 融資率について

- 1 融資率は、県要綱第2の7の(1)において知事が特に必要と認める場合のほか100分の80以内とされているが、この特に必要と認める場合とは、当該事業が農業者等の経営の近代化に極めて緊急であり、かつ自己資金が不足することのため関連施設のうち一部の施設を割愛し、又は、施設を適正規模よりも縮小することとなり、この結果関連施設全体の効率が著しく低下するおそれがある等の真にやむをえない場合に限るよう留意するこ

と。

- 2 県要綱第2の7の(1)「事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要止むを得ないと認められるときは100分の90以内とする。」の取扱いについては、県利子補給要綱第8条に準ずるものとする。

## 第7 借入手続き及び利子補給承認申請手続

### 1 借入申込

- (1) 資金の融資を受けようとするものは、県要綱第2の1の(1)に掲げる者にあつては「借入申込書」(第10号様式の1)、県要綱第2の(2)から(4)に掲げる者にあつては「農業近代化資金借入申込書」(第10号様式の2)に県利子補給要綱第6条第2項の別表第2に掲げる書類を添えて融資機関に借入申込をするものとする。

なお、基金協会の債務保証を希望する者については、「債務保証委託申込書」(以下「保証申込書」という。)を同時に融資機関に提出するものとする。

ただし、県要綱第4の2に規定するクイック融資(以下「クイック融資」という。)による貸付けの場合は、第17の1の定めによるものとする。

- (2) 借入申込者は、借入申込みにかかる事業について関係法令により許認可等を要するものについては、その措置を完了した後に借入申込みを行うものとし、(1)の借入申込書には許可書等の写を添付するものとする。

なお、主な関係法令等を例示すれば次のとおりである。

ア 農業振興地域の整備に関する法律(第15条の15農用地区域内における開発行為の制限)

イ 農地法(第4条農地の転用の制限)

ウ 森林法(第10条の2開発行為の許可)

エ 建築基準法(第6条建築物の建築等に関する申請及び確認)

オ 水質汚濁防止法及び福島県生活環境の保全等に関する条例(特定施設の設置の届出)

カ 道路法(第32条道路の占用の許可)

キ 河川法(第23条流水の占用の許可)

ク 化製場等に関する法律(第9条動物の飼養又は収容の許可)

ケ 福島県給水施設等条例(第3条給水施設の布設工事の確認)

### 2 利子補給の承認申請等

融資機関が借入申込書を受理したときは内容を審査し貸し付けることが適当であると認めるものについては、速やかに「農業近代化資金利子補給承認申請書」（県利子補給要綱第1号様式。以下「承認申請書」という。）及び関係書類を添えて、県要綱第3の1にかかるものについては正本1部、副本1部、県要綱第3の2にかかるものについては1部を農林事務所長に提出するものとする。

融資機関は、債務保証を希望する者について、債務保証委託申込書に関係書類を添えて基金協会に提出するものとする。

## 第8 利子補給承認申請書の審査及び進達

### 1 審査

農林事務所長は、利子補給申請書の提出があった場合は速やかに内容を審査し、諾否の決定を行うものとする。

### 2 融資機関等からの意見聴取

農林事務所長は審査にあたり必要と認める場合は、融資機関並びに関係者の出席を求め、その意見を聴取するものとする。

### 3 進達

農林事務所長は県要綱第3の1にかかる承認申請書を受理したときは当該申請にかかる書類等に関し、これを審査し意見を付して農林水産部長に進達するものとする。

## 第9 利子補給諾否の決定及び連絡等

### 1 利子補給諾否の決定及び通知

農林事務所長又は農林水産部長が利子補給の諾否を決定したときは、承認するものにあつては当該融資機関に対し「農業近代化資金利子補給承認書」（県利子補給要綱第2号様式。以下「利子補給承認書」という。）、承認しないものにあつては「農業近代化資金利子補給不承認書」（県利子補給要綱第3号様式）を交付するとともに、当該写を基金協会に送付するものとする。

### 2 利子補給承認の連絡等

農林事務所長は、利子補給承認を決定したときは、農林水産部長（農林水産部長承認のものにあつては、農林事務所長）に報告するものとする。

また、農林事務所長（農林水産部長承認のものにあつては、農林水産部長）が利子補給承認書を融資機関に対し交付したときは、その旨を利子補給承認書写をもって関係機関の長に連絡するものとする。

## 第10 貸付実行及び貸付実施報告

## 1 貸付実行期限

融資機関は、利子補給承認書を受理した日から起算して3ヵ月以内に貸し付けを実行しなければならない。

ただし、県の利子補給に係る資金の貸し付けを受けようとする者の事情により、融資機関が特に当該資金の貸し付けを延期する必要があると認めるときは、この限りでない。

なお、事業の実施が長期にわたり、かつ、貸付額が多額になる場合で資金需要が数次にわたるものについては、分割貸し付け又は留保金扱いの方法により貸し付けを実行すること。

## 2 貸付実行報告書

融資機関は、貸付実行日の属する月の翌月5日までに「農業近代化資金貸付実行報告書」（県利子補給要綱第8号様式）を農林事務所長経由し、農林水産部長に提出するものとする。

なお、クイック融資による貸付実行日の属する月の翌月5日までに県から利子補給承認の通知がない場合は、県からの利子補給承認の通知を受け次第速やかに提出するものとする。

ただし、県が利子補給計算事務を機械により処理している融資機関にあつては、別に定める「福島県制度資金利子補給事務電算処理要領」によるものとする。

## 第11 事業実施期限等

融資対象事業は、原則として利子補給承認の日以降に着工するものとし、利子補給承認の日の属する月の翌月の初日から起算して育成資金にあつては1年以内、その他の資金にあつては6ヵ月（事業完了まで6ヵ月以上の期間を要する事業であつて、利子補給承認申請の際に当該申請書にその旨を明示し、利子補給承認されたものにあつては、その期日）以内に完了するものとする。

なお、期限までに事業が完了しない場合には、遅延理由書を農林事務所長に提出し、農林事務所長（県要綱第3の1にかかるものにあつては、農林事務所長を経由し、農林水産部長）の指示を受けるものとする。

## 第12 事業完了の確認等

### 1 融資機関の確認

- (1) 融資機関は、資金貸付後当該融資対象事業の進捗状況及び運営事業を常時把握し、適正な事業が行われるよう指導するとともに、当該融資対象事業が完了したときは借受者から「農業近代化資金融資対象事業完了届」（第13号様式。以下「完了届」という。）を速やかに提出させ、必

要がある場合は現地調査等を行い、当該融資事業が適正に実施され完了したか否かを確認するものとする。この場合完了届に必ず事業の実施を証する領収書等の（写）を添付させるものとする。

- (2) 調査の結果、事業計画と相違し、貸付限度を超過した場合等は、速やかに特別償還の手続き等所定の処理を行うものとする。

なお、特別償還の処理を行った融資機関は、特別償還報告書（第14号様式）に関係書類を添えて農林事務所長経由のうえ農林水産部長に提出するものとする。

- (3) 融資機関は、借受者の当該融資対象事業完了を確認した場合は、確認した旨を完了届の写しをもって農林事務所長に報告する。

なお、融資機関は県要綱第3の1にかかるものについては2部、県要綱第3の2にかかるものについては1部を提出する。

## 2 融資機関に対する融資状況調査

県は融資機関に対し必要に応じて別に定める「農業近代化資金融資状況調査要領」に基づき調査を実施するものとする。

## 第13 弁済期限等の変更処理

### 1 条件変更

- (1) 利子補給承認書の交付を受けた融資機関は当該利子補給承認書に係る貸し付けについて特別の事由により資金借入条件等の変更（借入者氏名、第1回目約定償還月日（償還中のものの貸付条件を変更する場合にあっては、当該約定残高にかかる初回目の約定償還月日）、償還期限、据置期間及び償還約定額の変更に限る。）又は貸付予定額を減額して貸付実行をしようとするときは、「農業近代化資金利子補給承認変更申請書」（県利子補給要綱第1号様式。以下「承認変更申請書」という。）を農林事務所長に県要綱第3の1にかかるものについては正本1部、副本1部、県要綱第3の2にかかるものについては1部を提出するものとする。

- (2) 農林事務所長又は農林水産部長は、承認変更申請書の内容を審査し、その事由が真にやむを得ないものであると認めるときは、「農業近代化資金利子補給変更承認書」（県利子補給要綱第2号様式）。以下「変更承認書」という。）を交付し、承認しないものにあつては「農業近代化資金利子補給変更不承認書」（県利子補給要綱第3号様式。以下「変更不承認書」という。）により通知するものとする。

- (3) 融資機関が「変更承認書」の交付を受けた場合は速やかに各種備付け帳票の整理を行い変更をした日の属する月の翌月の5日までに「農業近代化資金貸付実行報告書」（県利子補給要綱第8号様式）を農林事務所

長経由のうえ農林水産部長に提出するものとする。

ただし、県が利子補給事務を機械により処理している融資機関にあっては、別に定める「福島県制度資金利子補給事務電算処理要領」により処理するものとする。

## 2 事業計画の変更

- (1) 借受者又は利子補給承認を受けた借入予定者は、やむを得ない事情により利子補給承認を受けた融資対象事業について重大な変更をしようとするときは、「農業近代化資金事業計画変更承認申請書」（第15号様式。以下「事業計画変更承認申請書」という。）を当該融資機関を経由し、農林事務所長に県要綱第3の1にかかるものについては正本1部、副本1部、県要綱第3の2にかかるものについては1部を提出するものとする。

この場合において、重大な変更とは、次のとおりとする。

貸付対象事業のうち、主要な施設、機械等の内容の変更

貸付対象事業量の20パーセント以上の増減

- (2) 農林事務所長又は農林水産部長は、事業計画変更承認申請書の内容を審査し、その結果を融資機関を経由し、申請者に通知するものとする。

## 第14 資金管理

- 1 融資機関は貸付金の使途の適正を期するため資金貸し付けにあっては当該資金をその者の貯金口座に振込むものとする。（一般貯金口座と区分したもの）
- 2 融資機関が資金の支出をする場合は、その都度融資対象事業の進捗状況を確認するほか、関係証票書類等（請負人等による工事費等の請求書（写）又は領収書（写）等）を提出させ使途及び事業費等を確認のうえ事業実施に必要な額を払い戻す等、借受者のため有効かつ適正な融資を行うものとする。

## 第15 貸付金元帳の整理

融資機関は、融資の貸し付けを行った場合には、貸付金元帳に必ず貸付者個人別のコードを付し番号順に整理保管するものとする。

## 第16 電子情報処理組織による申請等

融資機関が行う第7の2又は第13の1の(1)の利子補給承認（変更）申請は、ふくしま県市町村共同電子申請システム（県と市町村が共同で開発した電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用するシステムをいう。以

下「電子申請」という。)により行うことができるものとし、電子申請にあたって必要な事項は、福島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成15年12月26日福島県条例第94号)及び福島県知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年12月24日福島県規則第90号)の定めるところに準ずるものとする。

この場合において、必要な添付書類のうち原本とされているものは別途郵送等により提出するものとし、写しとされているものは郵送又は電磁的記録で作成されたファイル等を電子申請の際に添付するものとする。

#### 第17 クイック融資について

- 1 クイック融資による手続き等については、「クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続等について(平成19年3月30日付け18経営第7836号農林水産省経営局長通知)」の規定により行うものとする。
- 2 県要綱第4の2の(3)の通知は、農林事務所長に行うものとする。なお、県要綱第3の1にかかるものの通知を受けた農林事務所長は、農林水産部長に進達するものとする

##### 附 則

- 1 この要領は、平成14年8月7日から施行する。
- 2 この要領の施行前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

##### 附 則

- 1 この要領は、平成14年11月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

##### 附 則

- 1 この要領は、平成16年6月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

##### 附 則

- 1 この要領は、平成16年11月18日から施行する。

- 2 この要領の施行前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成17年2月21日から施行する。
- 2 この要領の施行前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成17年3月18日から施行する。
- 2 この要領の施行前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月19日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月15日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年11月30日から施行する。
- 2 この要領の施行前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年6月6日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 9 月 14 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 12 月 28 日から施行する。
- 2 この要領の施行前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 6 月 16 日から施行する。